

「投資顧問契約書」の一部改正について

下線部変更
(平成25年10月14日)

| 現 行 | 変 更 後 |
|---|--|
| (前 文) (省 略) | (前 文) (現行どおり) |
| 第1条～第3条 (省 略) | 第1条～第3条 (現行どおり) |
| (報酬の額及び支払いの時期) | (報酬の額及び支払いの時期) |
| 第4条 (省 略) | 第4条 (現行どおり) |
| <p>(1) 投資助言報酬 シストレ24における投資助言報酬は、すべての通貨ペア1,000通貨(1k)あたり<u>10</u>円(税込)を助言報酬として徴収する。</p> | <p>(1) 投資助言報酬 シストレ24における投資助言報酬は、すべての通貨ペア1,000通貨(1k)あたり<u>3</u>円(税込)を助言報酬として徴収する。</p> |
| <p>(2) 報酬等の支払い時期、方法 シストレ24における投資助言報酬として、取引数量1,000通貨(1k)毎に<u>10</u>円(税込)を甲から徴収する。この投資助言報酬はスプレッドに含まれており、自動売買、手動売買の区別なく徴収する。</p> | <p>(2) 報酬等の支払い時期、方法 シストレ24における投資助言報酬として、取引数量1,000通貨(1k)毎に<u>3</u>円(税込)を甲から徴収する。この投資助言報酬はスプレッドに含まれており、自動売買、手動売買の区別なく徴収する。</p> |
| (以下省略) | (以後現行どおり) |
| <u>平成25年9月30日</u> | <u>平成25年10月14日</u> |